

長野市農業委員会 第4回総会議事録

- 1 日 時 令和2年5月29日(金)
開始時刻 午後1時30分 終了時刻 午後3時40分
- 2 場 所 第1・2委員会室(第一庁舎7階)
- 3 出席委員
1番 善財 良治 2番 池田 昌子 3番 青木 保
4番 曾根 信一 5番 田中 章一 6番 岡村 豊
7番 鈴木 洋一 8番 青木 明夫 9番 小林 清男
10番 村田 千代春 11番 佐藤 太吉 12番 小滝 愛子
13番 北村 守 14番 中島 清 15番 林部 安壽
16番 羽田 悟 17番 中澤 澄夫 18番 関 正和
19番 吉原 俊夫 20番 松田 光平 21番 酒井 昌之
22番 塚田 厚 23番 和田 修 24番 北原 幸平
25番 北村 正彰
- 4 欠席委員 無
- 5 会議に出席した職員
農業委員会事務局
事務局長 村松 昭 事務局長補佐 竹下今朝光 事務局長補佐 小林 達也
事務局長補佐 川浦 昇 事務局長補佐 竹内 晃仁 係 長 西澤 忠
係 長 大前 健 主 査 萱間 宏美 主 事 岡田 悠希
農業政策課
係 長 小林 博樹 係 長 市川 和正
- 6 議 事
(1) 農地法等に係る事項について
議案第30号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第31号 農地法第4条の規定による許可申請について
議案第32号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第33号 農地法第3条の規定による許可取り消しについて
議案第34号 長野市空き家取得者が取得する特定農地の指定について
議案第35号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について
議案第36号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規程による
「農用地利用集積計画」の決定について
議案第37号 農振除外等に係る意見聴取について
議案第38号 非農地決定について
報告第11号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について
報告第12号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について
報告第13号 農地法第4条の規定による農業用施設(2a未満)の
届出について

(2) その他農業委員会業務に係る事項について

議案第 39 号 令和元年度目標及び達成に向けた活動の点検・評価について

議案第 40 号 令和 2 元年度目標及び達成に向けた活動計画について

議案第 41 号 視察研修の持ち方（県外視察）について

議案第 42 号 長野市農政懇談会について

曾根会長代理 　ただ今から第4回総会を開会いたします。お手元に総会次第及び資料を用意してありますので確認をいただきたいと思っております。

　本日の総会につきまして、現在の出席委員は在任委員 25 名中 25 名で過半数に達しておりますので、農業委員会に関する法律第 27 条第 3 項に基づき、総会は成立しております。

　はじめに挨拶ですが、青木会長よりお願いいたします。

青木会長 　善光寺平も本格的な農作業が始まりまして、田植え、リンゴ果樹の摘果作業が今、最盛期。ブドウは新梢の誘引作業と、それぞれのお立場で、いろいろとお忙しいところ会議にご参集いただきまして誠にありがとうございます。今日の会議ですけれども、議案では農地法及び農地許可等々たくさんございますので、効率よく進めてまいりたいと思っておりますので、皆さまのご協力をよろしくお願いしたいと思います。

　会議に入る前に、私から 2、3 気付いていることについて、皆さまにお話しします。お手元に「緑の農地のつぶやき」という資料をお渡ししましたので、その内容について簡単に触れさせていただきます。

　まず、日本や世界中が大きな衝撃を受け、なおかつ生死をさまよっている新型コロナウイルスの感染症でございます。日本におきましては、国民全体の協力によりまして、緊急事態宣言等につきましては先週、解除されまして、一つのステージを越えたと考えております。しかし、昨日あたりも北九州とか東京都内におきましては、一部に第 2 次の兆候かという状況が出ていまして、非常に気を許すような状況ではないと思っております。我々農業委員会も、総会や各地区での会議だとか研修会等々、3 月初めからいろいろ計画をさせていただきましたけれども、このコロナの関係で延び延びになっております。そういったことが少しずつ正規の形に戻していかなきゃいけないなというふうに思っております。それにつきましても、人と人との間を 2 m 空けなさいとか、マスクはどこへ行っても必ず付けてくださいということが新しい生活様式の形でございますので、これについては、お互いに守ると共に、地域に戻られまし

たら、それぞれの地域の方にも協力をお願いしながら、ぜひ予防対策を万全にしていきたいというふうに思っております。

農業関係も、まだ大きく表面には出ていませんけども、例えば私の近所の畑では、花が今日にも咲こうかと。大きなつぼみが開き始めていますが、残念ながら市場に出してもほとんど手間代にもならないというようなことで、昨日の朝、現地に行きましたら、頭を全部摘んで畑の中で処理していました。見るに見かねて、何とかしたいというふうに思いますけども、なかなか支援の手というのは、そう簡単にはいかないなと思っております。それはほんの一例で、多くの困っている農業者の方がおられるんじゃないかと思っております。また、時間が経つにつれ、その傷跡がもっと大きくなるのではないかなと心配をしています。この前、調査会の席上でもいただきました、国の事業持続制度等々も新しく出されましたので、これも皆さん方含めて、地域の皆さん方に紹介できる場所がありましたら、ご紹介いただき、少しでも助けになるように協力いただけたらありがたいと思っております。

2つ目は、人・農地プランの実質化についての取り組みです。既に各調査会の席上におきまして農業政策課の職員から、各地域で話し合いの場を持っていただきたいという具体的な資料も含めて要請がございました。私も幾つかの調査会に参加をさせていただきましたが、正直申し上げまして、農業委員も推進委員も、このプランを作って、あと誰がこのプランの面倒を見るのか。作ったけど我々で終わってしまうのではないかというような危惧の声があったことは事実です。この人・農地プランにつきましては、農林水産省が旗振りをして、全国の農業委員会に、この一役を担ってくれということで下りている内容です。多分、農林水産省も来年以降、この人・農地プランがなければ補助対象にしないとといった一定の歯止めに使われるのではないかと思っております。これは国の政策としてそう決まれば、それはもうやむを得んかなと思いますけれども、我々とすれば、作ったものは是非地域の中で具体的な形で反映をさせていきたいということを、私どもとしても、これから加藤市長をはじめ行政の皆さん方、それから機会を見て県や国にお願いをするということを思いきって働き掛けないといかんかと私自身は思っております。10月には農政懇談会もありますので、その辺も含めて、委員の皆さんから積極的な発言をいただければありがたいと思っております。まずは、農業委員会として農業委員、推進委員こそって、この人・農地プランを作るんだということについては、共有認識を持っていただければありがたい

とっております。

3つ目ですけれども、地区調査会で農家創設の審議をされていますが、私も過去3年間で何人かの申請内容を検討した経過がございます。地元で農家創設された皆さん方に聞きましたら、「真剣に農業計画を作ったり、説明会にはリハーサルなんかもしたりしたけども、意外と簡単にできちゃうね。もうちょっとインパクトのある農業デビューかなと思った。」というようなお話も幾つか伺っております。そんなことで、農業委員会事務局とも相談しまして、今日の添付資料に、農家創設の証を農業デビューされた方々に送りましょうということで、A4版の1枚の紙でございますけどカラー印刷で、私ども農業委員会が新しい農業界にデビューする皆さん方に期待をする気持ちをこの書面に託して、農家創設の資格を得た方に対してこれをお送りしたいと考えております。ご意見を承れば幸いですとっております。

最後に、今月、戸隠地区で農業機械の死亡事故が発生しました。これについて戸隠地区担当の塚田厚農業委員から詳細な説明とコメントをいただければと思います。資料も付けていただきましたので、ご覧いただきたいとっております。

それから、3月から同じことをくどくど申し上げていますが、委員のスキルアップをお願いしたいということで、提出物については、それぞれ意見はあろうかと思えますけれども、やれることはお互いにやろうということで、内容も今後まとめて活用していきたいとっておりますので、よろしく申し上げます。今日も、よろしく申し上げます。

曾根会長代理 青木会長、ありがとうございました。

続きまして、事務局から報告をお願いいたします。村松事務局長からあいさつも含めて申し上げます。

村松事務局長 本日は、第4回農業委員会総会にご出席を賜りまして、ありがとうございます。何点か、直近の行政報告をさせていただきまして挨拶に代えさせていただきたいと思いますが、会長とも重複する点もございますけれども申し上げます。

まず、新型コロナウイルス感染の対策状況でございますが、5月25日、国の緊急事態宣言が全国で解除になり、長野市におきましては、公民館等は5月16日から再開しておりますが、5月末まで使用休止している市有施設につきましては、来月6月1日から学校も含めて段階的に再開をする予定でございます。それから、市有施設のイベントの当面の考え方ですけれども、参加者は100名以下ということで、施設収容人数の50%以下を目指して開催していくということになるかと思えます。制限解

除となりましたけれども、気の緩むことなく、3密を極力避けまして手洗い、うがい、マスク等の着用で感染予防を図ってまいりたいと存じます。それから、感染状況ですが、18例目が最後だったんですが、その後2週間以上感染事例はないということです。PCR検査センターにつきましても、市の保健所に加えまして5月17日北部地域に1カ所、5月27日南部地域に1カ所設置し、1日最大90検体の検査目標を図るということでございます。

5月1日、臨時市議会が開催されまして、1人一律10万円の特別定額給付金については今月中に通知が届くという予定です。また、8月18日が申請期限になっておりますので、お忘れなくお願いしたいと思っております。併せて、コロナ影響に伴う農業者に対する給付制度もございまして、該当される方は申請をお願いしたいと思っております。それから、6月の定例議会が6月4日から19日の16日間ということで予定をされておまして、さらなるコロナの経済対策支援経費ですとか、昨年の台風災害に伴う農業施設への復旧助成補正等が審議される予定になっております。

それから、台風19号の災害農地復旧の状況ですけれども、長沼地区の堤内地、それから豊野から篠ノ井の堤外地の344haの土砂撤去につきましましては99%完了し、排出量は約20万m³ということでございます。併せまして被災地のマッチングの状況ですけれども、738haのうち、希望貸出農地34haについては、借り受けの内諾者を含めた成立予定が13haということで、現在、38.2%の進捗率でございまして、農業委員さん始め、推進委員さんも含め、ご支援を引き続きお願いしたいと思っております。

会長から戸隠のトラクター事故の報告がありましたが、熱中症もこれからお気を付けいただきまして、農作業には十分注意して従事していただきたいと存じます。本日は、農地法関連等の議案13件、報告案件3件でございます。慎重審議の上、よろしくをお願いしたいと思っております。なお、本日予定しておりました全体研修会につきましましては中止をさせていただきますので、6月の来月の調査会で資料配布を持って研修に代えさせていただきますので、ご理解をよろしく申し上げます。

曾根会長代理

ありがとうございました。議長就任に入る前に、塚田委員から事故の報告をお願いします。

塚田委員

先ほど青木会長から、また局長からも農作業事故の防止啓発の話がございましたけれども、5月12日にトラクターの横転事故で下敷きになった70歳代の男性の方がお亡くなりになられた非常に痛ましい事故でございます。この事故について説明

させていただきたいと思います。皆さんのお手元に、農作業事故情報と白黒写真が2枚写っている資料を用意させていただきましたので、それを見ながら説明させていただきます。

まずトラクターのひっくり返っている写真ですけれども、これは事故当日でございまして、近所で農作業をしている皆さんに集まっていただいて、トラクターを持ち上げて引き出して後の状態が写っております。上の写真が2時頃に私が行って撮った写真ですが、この上の写真にちょっとオイルが道路に滲み出ている所が、トラクターのあった位置ということで、この上の場所で男性が作業をしておりました。この道路際で旋回をしながら往復している最中で、旋回した跡もしっかり残っておりまして、旋回した跡を見ますと、畑のぎりぎりの所で旋回しているという状態で、路肩が非常に弱くなっている感じに見えました。もう外側ぎりぎりというより、ちょっとオーバーかなという感じで旋回した跡がございました。トラクターの前部がもちろん重いわけでございまして、旋回するのと同時に横転し、ちょうど運転席から落ちるときにトラクターのエンジン側面に自分も一緒に入ってしまったって胸を圧迫され、それが原因で亡くなったという事故でございまして、周りの方にもお聞きしてみますと、この方は、いつもぎりぎりの所まで作業すると、そんな声を何人かから聞かれました。実はこの方、これが初めてのことでなくて、過去に3回ほど同じような事故を起こして、そのときは畑の中とか土の上で柔らかい所で転倒したということもあって命には別条なかったということでしたが、今回は下がアスファルトということで、尊い命が失われてしまったと、そんな事故でございまして。

私は農業に就いて15年ほどになりますが、地元で私が知っている限り、当地区でこの方も含めてトラクターをひっくり返したという人は4人おります。若い方は50代、年を取った方は70代の方で、この方以外の皆さんは現役でやってらっしゃいますけれども、皆さんそうですが、ぎりぎりの所を作業すると。山間地の場合は非常に土手が高くて、一步踏み外すと下まで5m、6mなんていう所がざらにあるわけでございまして、今回のこの事故というのは路肩の非常に柔らかい、下がしっかりしていない所をぎりぎりまでやっていたというのが一番の原因でございまして。

写真の裏面を見ますと、安全な農作業の実施に関わる確認事項ということで、農林水産省から出ているものですが、この9項目あるうちの6項目目まではトラクターに関することとございまして。農作業事故の約半分はトラクター事故が占めている

ということで、特に農作業事故というのは、過去30年ぐらいのデータを見ても、なかなか減っていないというのが現状でございます。我々農業委員の中でも、何割かの方は認定農業者ということで専門に農業に従事していらっしゃる方が非常に多いわけですので、特にトラクター事故に関しては十分な注意が必要だと感じております。

あとは、地元でいろんな農作業事故を今まで何人か見たり聞いたりしておりますが、トラクター事故というのが一番多くて、あとはガーデントラクター、歩行型のトラクターですね。それに足を巻き込まれた方も若い方でいらっしゃいますし、あとはコンバイン等のエンジンをかけたまま整備をされていて指を落としたといった事故もございます。そういったものは全て、ちょっとした注意があれば避けられるものだと思いますので、特に農業機械というのは非常に馬力もありますので、そういった点で、農業委員の皆さんはもちろん、地域の皆さんにも、そういったことは非常に大切なことだと思いますので啓発をぜひお願いしたいと、感じておるところでございます。

曾根会長代理

ありがとうございました。続きまして、議長就任ですが、長野市農業委員会総会会議規則第6条の規定により、会長が議長となっておりますので、青木会長に就任していただきます。青木会長、議事進行をお願いいたします。

議

長

規定に基づきまして議長を務めさせていただきます。冒頭でも申し上げましたように議事内容が非常に多くございますので、慎重審議の上、効率よくお願いいたします。

最初に議事録署名人の指名ですが、議席番号7番 鈴木洋一委員と議席番号10番 村田千代春委員にお願いします。

議事に入る前に確認をいたします。農業委員会等に関する法律第31条に、農業委員会の委員は、自己または同居の親族もしくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができないとの規定がございます。本日の議事案件につきまして、議案第36号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について、お手元に配布いたしました別紙のとおり、関係委員が議事に参与することができない案件になっております。その他、事前にこの規定に該当するとの申し出はありませんが、ここで再確認いたします。本日の議案案件の中に、委員の同居の親族、委員の配偶者が当事者、同意者、利害関係者などとなっている方がございましたら、お申し出ください。

【該当者なし】

議

長

続きまして、議案の訂正等の報告について、事務局より願

いします。

事務局 西澤係長
議 長

本総会における議案の訂正はございません。
それでは、農地法等に係る事項についての審議を行います。
最初に議案第30号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局より議案の説明をお願いいたします。

小林事務局長補佐

議案第30号 農地法第3条の規定による許可申請について、説明を申し上げます。第4回総会農地法等議案、資料の右上に本冊1と入っている資料になります。

説明の前に1点申し上げたいと思います。今回から、表紙の右上に「個人情報掲載のため取扱注意」と記載をさせていただきました。農地法等の議案につきましては、これまで任期の終わりに委員の皆さまから事務局で資料を回収させていただいておりましたが、この農地法の議案の他、今回の議案に上がっております農業経営基盤強化促進法並びに農振除外の資料につきましては個人の権利に関わる資料でございますので、流出防止のため今年度から6月、9月、12月、3月の年4回、定期的に回収をさせていただきたいと考えております。調査会でも説明をさせていただき、回収をさせていただく予定でございますが、総会に合わせ回収箱を用意させていただく予定でございますので、不要な資料は随時、ご提出をいただきますようお願い申し上げます。

資料をご覧ください。番号1番から10番までの10件で、全て所有権移転となります。申請案件の内容につきましては、全ての農地等を有効に利用して耕作を行うと認められない場合、別段面積に達しない場合、周辺農地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じる恐れがある場合など、農地法第3条第2項の各号に掲げる、許可することができない要件について確認をしたところ該当しておりません。従いまして、いずれも許可要件を満たすと考えております。なお、7番は経営基盤強化促進法による利用権設定の6年未満賃借権と関連がございます。農地法単独では地区の下限面積を満たさないことから基盤法の案件が決定後、農地法の案件の審議となるため、基盤法の採決の後に改めて採決をお願いしたいと存じます。ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

議 長

本案件は、長野市農業委員会規則第3条第8項の規定により、各地区調査会で総会に付すべき意見を検討いただいております。それでは1番から10番について、各地区調査会長から補足説明並びに検討結果に基づいた意見の報告をお願いいたします。

- 初めに北部地区調査会長から、1番、2番をお願いします。
- 関 地区調査会長 1番、2番につきましては、地域との調和要件等、支障が生
 議 長 じる恐れがないと認められるため許可相当と判断しました。
 北村地区調査会長 続まして中部地区調査会長から、3番から6番までお願い
 します。
- 北村地区調査会長 3番と4番はセットで、5番と6番もセットです。3番と4
 議 長 番は、ほぼ同面積の農地を交換しまして農作業の効率を上げる
 という事の所有権です。5番、6番は、お年寄りの方なので
 すけど、そのお父さんの時代に何かの事情がありまして所有権
 と耕作地が全く反対だったということで、今回、整理をする
 という案件でありまして、許可条件に適合していると考えます。
- 村田地区調査会長 続まして南部地区調査会長から、7番から9番までをお願い
 します。
- 村田地区調査会長 7番は農家創設です。この〇〇さんには調査会に来ていただき
 議 長 まして、営農計画とか営農方針等の説明をいただきました。
 北村地区調査会長 積極的また効率的に耕作を継続していただけると認められる
 ため問題ないと判断しました。既に仲間の皆さんと一緒にだ
 いぶ農業は経験されているというお話でした。8番は親子間の無
 償の所有権移転、9番は有償の所有権移転です。いずれも地区
 調査会で検討した結果、下限面積等の条件を満たすため、問題
 ないと判断しました。
- 北村地区調査会長 続まして、東部地区調査会長から10番をお願いします。
- 北村地区調査会長 10番ですが、お父さんと息子さんですが、アンズとサクラン
 ボを2.9haやっている方ですが、この方が東条の農地の隣接す
 る所に移転する予定ということでありまして、それに付随する
 農地2筆ということですので。この方、アンズを組合にも出荷をし
 ながら一生懸命やっているということでもあります。許可条件に
 適合しておりまして、特に問題はないということでもあります。
- 北村地区調査会長 これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明並びに各地区
 議 長 区調査会長の報告について、発言のある方の挙手をお願いします。
 なお、挙手の発言の前に、席次番号及びお名前をお願いします。
- 【質疑なし】
- 北村地区調査会長 意見がないようですので採決を行います。なお、7番につき
 議 長 ましては先ほど事務局から説明がありましたとおり、農業経営
 基盤強化促進法の案件と関連があり、基盤法の利用権設定が決
 定されなければ農地法の所有権移転の許可となりませんので、
 基盤法を採決した後に改めて本件の採決を行いたいと思いま
 す。それでは、番号7番を除く議案第30号につきまして、許可
 することに賛成の方は挙手をお願いします。

【全員挙手】

- 議 長 全員の賛成を確認させていただきました。番号7番を除き、議案第30号は許可と決定しました。
- 続きます。議案第31号 農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局より議案の説明をお願いします。
- 小林事務局長補佐 議案第31号 農地法第4条の規定による許可申請について、説明申し上げます。番号1番から2番までの2件でございます。1番は駐車場設置の転用案件です。2番は住宅の増築及び駐車場、通路並びに庭の転用案件です。以上、説明申し上げました申請案件のその他の内容につきましては議案のとおりとなっております。許可要件に照らし、立地基準等、特に問題ないと判断いたしました。なお、先月ご審議いただき、許可すべきものとして県に進達いたしました3件の案件につきましては、全て許可済みとなっております。ご審議のほど、お願い申し上げます。
- 議 長 ただいま事務局から説明がありました。それでは1番、2番について、各地区調査会長から補足説明並びに検討結果に基づいた意見の報告をお願いいたします。初めに北部地区調査会長から1番、お願いします。
- 関 地区調査会長 1番につきましては、周辺農地の営農条件に支障が生じる恐れがないと認められるということで、許可相当と判断をいたしました。
- 議 長 続きます。南部地区調査会長から、2番をお願いします。
- 村田地区調査会長 2番は、諸条件を満たすため問題ないと判断しました。
- 議 長 これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明並びに地区調査会長の報告について、発言のある方は挙手をしてお願いします。
- 【質疑なし】**
- 議 長 意見がないようですので採決を行います。議案第31号を許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。
- 【全員挙手】**
- 議 長 全員賛成ですので、議案第31号を許可相当と決定し、申請書に意見書を添付して県知事に進達いたします。
- 続きます。議案第32号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局より議案の説明をお願いします。
- 小林事務局長補佐 議案第32号 農地法第5条の規定による許可申請について、説明を申し上げます。番号1番から8番までの8件です。1番は農家住宅の建築の転用案件です。昨年の東日本台風により住

宅が被災したため移転し建築するものです。2番は資材置き場設置の転用案件です。3番は介護老人福祉施設建設の転用案件で、市街化調整区域での建物建設のため建築指導課の開発許可も必要であり、そちらも申請済みで許可見込みの予定です。4番は砂利採取用地としての1年間の一時転用案件です。転用面積が4,637㎡と長野県農業委員会ネットワーク機構に意見を求める条件の30a、3,000㎡を超えておりますので、北信地区常設審議委員会、また県常設審議委員会で審議いただいた結果を踏まえて、長野県での許可の判断を行うものとなります。5番は事業用地を拡張して資材置き場並びに駐車場を設置するための転用案件です。6番も4番同様、砂利採取用地としての1年間の一時転用案件です。7番は自己用住宅建築の転用案件です。8番は自己用住宅を建て替えるための転用案件で、市街化調整区域での建物建設のため建築指導課の開発許可も必要でございます。そちらも申請済みで許可見込みの予定です。以上、申しあげました申請案件のその他の内容につきましては議案のとおりとなっております。許可要件に照らし立地基準等、特に問題ないと判断いたしました。また、先月の総会で許可すべきものをご決定いただき、県に進達しました7件の案件につきましては、全て許可済みとなっておりますので報告を申し上げます。ご審議のほど、お願い申し上げます。

議 長 　　ただいま事務局から説明がありました。それでは1番から8番について、各地区調査会長から補足説明並びに検討結果に基づいた意見の報告をお願いいたします。

初めに北部地区調査会長から、1番お願いします。

関 地区調査会長 　　1番につきましては、周辺農地の営農条件に支障が生じる恐れがないと認められることから許可相当と判断いたしました。

議 長 　　続きまして中部地区調査会長から、2番から4番お願いします。

北村地区調査会長 　　2番は工務店の資材置き場ですが、少々狭あいで資材が積み上がって危険だということで地元の人から改善の要望がありまして、それに応えるための転用です。3番は介護老人福祉施設ですけれども、隣接する田が駐車場に面しているため農業を継続するには全く問題ありません。4番は元々空いていた農地ですが、砂利採取業者が砂利を取りたいということで、1年採取した後きちっと埋め戻して立派な農地にしてお返しするという事です。いずれも問題ありません。

議 長 　　続きまして南部地区調査会長から、5番から7番お願いします。

村田地区調査会長 　　5番、6番、7番について地区調査会で検討した結果、いずれ

- も許可要件に適合しているため問題ないと判断しました。
- 議 長 続きまして東部地区調査会長から、8番お願いします。
- 北村地区調査会長 8番ですが、この方の宅地が山に接していて、その場所が土砂災害特別警戒区域ということで、そこに建て替えるのがちょっと難しいということでありまして、その宅地に付随し、あと市道に接している土地に建てようということでありまして、先ほどの条件ということで市道に接しているようなことが許可の条件になっておりまして、市道と接しているところの農地になります。許可条件に適しておりますので問題はございません。
- 議 長 これより質疑に入ります。ただいま事務局説明並びに各地区調査会長の報告に対し、発言のある方は挙手をお願いします。
- 【質疑なし】
- 議 長 特にないようですので採決に移ります。議案第32号を許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。
- 【全員挙手】
- 議 長 全員賛成ですので、議案32号を許可相当と決定し、申請書に意見書を添付して県知事に進達をいたします。
- 小林事務局長補佐 続きまして、議案第33号 農地法第3条の規定による許可取り消しについて を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いします。
- 議 長 議案第33号 農地法第3条の規定による許可の取り消しについて 説明申し上げます。番号1番の1件につきましては、本年3月27日開催の第2回総会、第3条議案、番号3番の案件で、同日付で許可となったものでございますけれども、令和2年5月14日付けで譲受人、譲渡人の両当事者から許可取り消し申請が提出されております。この許可の取り消しについて、ご決定をいただくものでございます。ご審議のほど、お願い申し上げます。
- 議 長 ただいま事務局から説明がありました。それでは1番について、北部地区調査会長から補足説明並びに検討結果に基づいた意見の報告をお願いします。
- 関 地区調査会長 許可の取り消し願いが出されておりました、問題がないということで判断をしております。
- 議 長 これより審議に入ります。ただいまの事務局説明並びに地区調査会長の報告について、発言のある方の挙手をお願いします。
- 【質疑なし】
- 議 長 それでは、採決に入ります。議案第33号を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
- 【全員挙手】

- 議 長 全員の賛成でございますので、議案第 33 号は、申請のとおり決定をいたしました。
- 続きまして、議案第 34 号 長野市空き家取得者が取得する特定農地の指定について を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いします。
- 小林事務局長補佐 議案第 34 号 長野市空き家取得者が取得する特定農地の指定について、説明を申し上げます。番号 1 番の 1 件でございます。この件につきましては、4 月の地区調査会で制度の概要を説明させていただきました「長野市空き家バンクと、市長が適当と認める団体が運営するものに登録された空き家に付随した特定農地の指定」でございます。長野市では初めての案件となります。このたび農地 1 筆について申請がございました。指定する農地の所在地は、資料のとおり長野市中条日下野で、〇〇にほど近い場所にある空き家に付随する面積 149 m²の農地、畑です。通常、日下野地区の下限面積は 10 a ですので 149 m²では所有権移転はできませんが、先ほど申し上げた長野市空き家バンクと市長が認める団体が運営するものに登録された空き家につきましては、その付随した農地について、農家創設をすることなく、1 a 以上 10 a 未満で取得することができます。この農地は、長野市空き家取得者が取得する特定農地に係る別段の面積に関する要綱の基準を全て満たしておりますので、空き家に付随した農地の指定について、ご決定をいただくものでございます。ご審議のほど、お願い申し上げます。
- 議 長 ただいま事務局より説明をいただきました。それでは、1 番について、西部地区調査会長から補足説明並びに検討結果に基づいた意見の報告をお願いします。
- 岡村地区調査会長 初めての案件でございましたが、調査会で検討した結果、許可条件に適合しており問題ないと判断をいたしました。
- 議 長 これから質疑に入ります。ただいまの説明について発言のある方の挙手をお願いします。
- 【質疑なし】
- 議 長 特にございませぬので採決に入ります。議案第 34 号は、特定農地の基準を満たすものとして原案のとおり、空き家に付随する特定農地として指定することに賛成の方の挙手を求めます。
- 【全員挙手】
- 議 長 全員賛成ですので、議案第 34 号は原案のとおり決定いたしました。
- 続きまして、議案第 35 号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いします。

小林事務局長補佐 議案第 35 号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について、ご説明申し上げます。相続した農地が高い評価額により相続税を課税されてしまうと、農業を継続したくても、その税金を払うために売却せざるを得ないという問題が生じてくるため、相続した農地を引き続き農業の用に供していく場合においては一定の要件の下に相続税の全部または一部の納税が猶予される制度が昭和 50 年度に創設をされております。この制度を利用して税務署へ申告をするためには、農業委員会が発行する「適格者である旨の証明」が必要となります。特例を受けるための主な要件といたしましては、非相続人、これは亡くなった人でございますが、死亡の日まで農業を営んでいた人であること。相続人は、相続税の申告期限までに農業経営を開始し、その後も引き続き農業経営を行うと認められる人であることでございます。なお、以前は相続人自らが農業を行う場合のみ対象となっておりましたけれども、平成 21 年度の改正により、現在は利用権設定等促進事業及び農地中間管理事業の特定貸し付けを行った場合にも適用されることになっております。今月は 1 件ですが、その適格者であるか、ご決定をいただくものでございます。ご審議のほど、お願い申し上げます。

議 長 ただいま事務局より説明がありました。それでは、1 番について、中部地区調査会長から補足説明並びに検討結果に基づいた意見の報告をお願いします。

北村地区調査会長 納税猶予適格者に適合しておりますので、問題はないと考えます。

議 長 これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明並びに地区調査会長の報告について、発言のある方は挙手をお願いします。

【質疑なし】

議 長 ないようですので採決に入ります。議案第 35 号を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議 長 全員賛成ですので、議案第 35 号は原案のとおり決定をいたしました。

続きまして、議案第 36 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。農業政策課より議案の説明をお願いします。

農業政策課 議案第 36 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について説明申し上げます。資料は 3 冊になっております。同法の基本構想を掲げた市町村においては、農林水産省令の定めるところにより、農業委

員会の決定を経て農用地利用集積計画を定めなければならないとされており、その集積計画の要件ですが、長野市の基本構想に適合すること、農用地の全てを効率的に耕作し農作業に常時従事すること、利用権を設定する土地について関係権利者の同意を得ていること、下限面積についてでして、以上の要件を全て満たしていることを確認しております。

それではお手元の議案をご覧ください。所有権移転及び利用権設定の各件数及び面積はご覧のとおりでして、件数は417件、554,197.59㎡です。1ページは賃借・使用貸借の面積を期間別に示したものです。今回の利用権の設定を受ける方は114名、利用権を設定する方は306名となっております。議案の36ページから155ページは農地中間管理事業関係です。借受人が長野県農業開発公社であり認定農業者等の担い手に貸し付けることについては今までと変わりありませんが、前回の総会の議案から変更点がございます。令和元年5月24日に農地中間管理事業の推進に関する法律の一部が改正されまして、同年11月1日に施行されたことに伴いまして、従来は農地利用集積計画を作成し農業委員会の総会で決定、そして、市による公告を経た後に、農地中間管理機構が配分計画を作成し、県が公告するという2段階の手続きが必要でした。今回の改正によりまして、市の集積計画のみで出し手から機構、機構から受け手の二つの貸借を一括して権利設定できる仕組みが創設されたものでございます。つきましては、今回から農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定の中で、中間管理事業の貸借を一括審議していただくことになりましたので、ご審議のほどをよろしくお願いいたします。

議

長 それでは、審議に入らせていただきます。まず、所有権移転関係について順次、各地区調査会長から説明をいただき、質疑応答を行った上で、所有権移転関係だけ単独の採決を行います。なお、番号11番は利用権設定関係と関連があり、利用権の決定後でないとい採決できませんので、後ほど別途、採決させていただきます。

次に、利用権設定関係ですが、2から5の賃借権、使用貸借権について一括して説明をいただきます。なお、6の農地中間管理事業(賃借権)と7の農地中間管理事業(使用貸借権)につきましては、先ほど農政課からの説明のとおり法律が改正され機構配分も一括して行うことになりましたが、農地中間管理機構が借り受け要件に合致した地域の担い手等に貸し付けるものでありますので、農業政策課からの説明のみとさせていただきます。その後、質疑応答を行った上で、一括採決を行う方法

で進めさせていただきたいと思います。

また、お手元の別紙の案件につきましては、農業委員会等に関する法律第 31 条第 1 項に該当しますので、関係する委員に退席していただき、審査から採決までを単独で行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

【異議なし】

議 長 異議のないことを確認させていただきましたので、初めに、1 の所有権移転関係の 1 番から 15 番について、各地区調査会長から補足説明並びに検討結果に基づいた意見の報告をお願いいたします。

初めに北部地区調査会長から、1 番から 7 番までお願いします。

関 地区調査会長 1 番から 7 番につきましては、原案どおりでよいと判断をいたしました。

議 長 続きまして西部地区調査会長から、8 番から 10 番お願いします。

岡村地区調査会長 8 番から 10 番までですけれども、許可条件に適合しており、問題ないと判断をいたしました。

議 長 続きまして中部地区調査会長から 11 番お願いします。

北村地区調査会長 後ほど使用貸借との関連がありますけれども説明いたします。農家創設であります。古戦場でお店をやっております、そこで新たに取り組むものについて直売をするということで問題ないと判断いたしました。

議 長 続きまして南部地区調査会長から、12 番から 14 番までお願いします。

村田地区調査会長 12 番、13 番、14 番、いずれも下限面積等の要件を満たしており問題ないと判断しました。

議 長 続きまして東部地区調査会長から、15 番をお願いします。

北村地区調査会長 15 番ですが、調査会で協議の結果、原案どおり決定するということが問題ありません。

議 長 これより質疑に入りますが、委員が関係する案件がありますので、初めに、別紙の委員が議事に参与することができない案件を除いた所有権移転関係についての質疑、採決を行います。先ほどの農業政策課の説明及びただいまの地区調査会長の報告について、発言のある方は挙手をお願いします。

【質疑なし】

議 長 意見ございませんので採決に入らせていただきます。議案から除いた別紙の案件以外の所有権移転関係のうち、11 番を除いて、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

【全員挙手】

- 議 長 全員賛成を確認させていただきました。
 続きまして、委員が議事に参与することができない案件について質疑、採決を行います。所有権移転関係の8番は〇〇委員が関係となりますので、退席をお願いします。
【〇〇委員退室】
- 議 長 別紙の案件について、先ほどの農業政策課の説明及び地区調査会長の報告に対し発言のある方は挙手をお願いします。
【質疑なし】
- 議 長 それでは採決を行います。原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。
【全員挙手】
- 議 長 全員賛成を確認させていただきました。
 〇〇委員の入室を許可します。
【〇〇委員入室】
- 議 長 以上で、所有権設定関係につきましては、11番を除き原案のとおり決定いたしました。
 続いて、2から5の利用権設定関係の審議を行います。利用権設定関係につきましては、6年未満賃借権が36件、6～10年未満の賃借権が1件、10年以上の賃借権が14件、使用貸借権が16件です。初めに、北部地区調査会長から検討結果について報告をお願いします。
- 関 地区調査会長 原案のとおりでよいと調査会では判断いたしました。
 議 長 続きまして西地区調査会長からお願いします。
 岡村地区調査会長 問題ございませんでした。
 議 長 続きまして中部地区調査会長からお願いします。
 北村地区調査会長 中部地区案件は原案どおりの決定で問題ありません。
 議 長 続きまして南部地区調査会長、お願いします。
 村田地区調査会長 下限面積等の要件を満たしておりますので問題ないと判断しました。
- 議 長 続いて東部地区調査会長、お願いします。
 北村地区調査会長 原案どおり決定することに問題ありませんので、よろしくお
 願いします。
- 議 長 これより質疑に入りますが、委員が関係する案件があります
 ので、初めに別紙の委員が議事に参与することができない案件
 を除いた利用権設定に関する質疑、採決を行います。先ほどの
 農業政策課の説明並びに、ただいまの地区調査会長の報告につ
 いて、発言のある方は挙手をお願いします。
【質疑なし】
- 議 長 質疑がございませんので、利用権設定関係について採決を行
 います。審議から除いた別紙の案件以外の利用権設定につい

て、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議

長

全員の賛成を確認させていただきました。

続きまして、委員が議事に参与することのできない案件について質疑、採決を行います。別紙につきましては、〇〇委員と〇〇委員が関係しておりますので、初めに〇〇委員の退席をお願いします。

【〇〇委員退室】

議

長

それでは、別紙の利用権設定関係（農地中間管理事業・賃借権）の108番について、先ほどの農業政策課の説明並びに地区調査会の報告に発言のある方は挙手をしてお願いいたします。特にございませんか。

【質疑なし】

議

長

質問がございませんので採決を行います。原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議

長

全員賛成ですので、〇〇委員の入室を許可します。

【〇〇委員入室】

議

長

続きまして、〇〇委員の退席をお願いします。

【〇〇委員退室】

議

長

それでは、利用権設定関係（農地中間管理事業・賃借権）の123番について、先ほどの農業政策課の説明並びに地区調査会の報告に発言のある方は挙手をお願いします。

【質疑なし】

議

長

発言がないことを確認しましたので採決に入ります。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

【全員挙手】

議

長

全員賛成を確認させてもらいましたので、〇〇委員の入室を許可します。

【〇〇委員入室】

議

長

以上で、利用権設定関係につきましては全て原案のとおり決定いたしました。

続きまして、先ほど保留となっておりました所有権設定関係の番号11番の採決を行います。原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議

長

全員賛成を確認させていただきました。所有権設定関係の番号11番につきましても、原案のとおり決定をいたしましたので、議案第36号の審議を終了といたします。

それでは議案を戻りまして、先ほど保留となっておりました

農地法第3条の規定による許可申請についての7番について採決を行います。議案第30号の7番について許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

【全員挙手】

議長 全員の賛成を確認させていただきましたので、議案第30号の7番は許可と決定いたしました。

続きまして、議案第37号 農振除外等に係る意見聴取についてを議題といたします。農業政策課から説明をお願いします。

農業政策課 農振除外等に係る意見聴取について説明させていただきます。軽微変更番号1でございますが、事業計画者・土地所有者ともに〇〇さん、申し出地は田子〇〇で、地目は畑です。事業計画内容は農業用施設の追認ということで、既に施設ができている追認でして、軽微変更面積120㎡、土地改良区の受益地にはなっておらず土地改良事業の実施もありません。農地法は2種農地で2a未満の農業用施設のため届出により見込み有で、開発許可は農業用施設のため許可不要となっております。除外5要件ですが、軽微変更は変更後も農業の用に供することから、⑤土地改良事業等完了から8年未経過については条件を満たす必要がないため、①から④までの条件を満たしていることを確認しております。

一番下の説明ですが、事業計画者は夫婦で水稻やリンゴ栽培等を営んでいる。自宅周辺に耕作地があり、効率的に作業をするため自宅近くの当該地に農業用倉庫を設置し農業用機械（乗用型トラクター、耕運機、運搬車等）、あと農具、一輪車等、農業用資材、農薬等を保管している。農用地区域の軽微変更が必要という認識がなかったため今回、改めて申し出をするものです。3ページですが、中央の斜線部分が申出箇所でございます。4ページは今回の軽微変更の求積図。5ページは倉庫内の格納配置図、6ページは倉庫外観の写真となっておりますので参考にご覧ください。説明は以上ですが、ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長 ただいま農業政策課より説明をいただきました。それでは1番について、北部地区調査会長から補足説明並びに検討結果に基づいた意見の報告をお願いします。

関 地区調査会長 本件につきましては特に問題ないということで、このとおりで決定いただくようお願いをしたいと思います。

議長 長 これより質疑に入ります。ただいまの地区調査会長の報告について、発言のある方は挙手をお願いします。

【質疑なし】

議長 長 ないと確認しましたので採決に入ります。議案第37号の軽

微変更案件について、用途区分変更することが相当と決することに賛成の方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議 長 全員賛成を確認いたしましたので、議案第 37 号は用途区分変更することが相当と決定し、長野市長に参考意見を提出いたします。

続きまして、議案第 38 号 非農地決定についてを議題といたします。事務局より議案の説明をお願いします。

小林事務局長補佐 議案第 38 号 非農地決定について説明申し上げます。再度、農地法等議案をご覧ください。非農地決定ですが、農地利用状況調査で山林・原野と判定された農地につきましては、農地所有者に調査結果と非農地通知交付申請書を送付いたします。農地所有者から非農地通知交付申請書が事務局に届き、総会で非農地決定を議決いただきますと、農地所有者本人へ非農地決定通知書を発行し、この時点で農業委員会の農地台帳へも非農地として反映をさせます。また、農地所有者は送付された非農地決定通知書を添付して法務局で地目変更登記を行うことができます。一覧表をご覧ください。一番下の欄外に集計が載っておりますが、今月ご決定いただくものは、25 筆、8,343.6 ㎡、約 0.8ha です。ご審議のほど、お願い申し上げます。

議 長 ただいま事務局より説明をいただきました。これより質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いします。

【質疑なし】

議 長 ないようですので採決に入ります。議案第 38 号を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議 長 全員賛成を確認させていただきました。議案第 38 号は原案のとおり決定いたしました。

続いて報告事項に入ります。報告第 11 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届け出について、報告第 12 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届け出について、及び報告第 13 号 農地法第 4 条の規定による農業用施設、(2 a 未満)の届出についての 3 件について、事務局より説明をお願いします。

小林事務局長補佐 報告第 11 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届け出について報告申し上げます。農地法等議案をご覧ください。番号 1 番から 3 番までの 3 件です。農地を農地以外に転用する場合には県知事の許可が必要ですが、市街化区域内の農地はあらかじめ農業委員会に届出ればよいことになっております。4 条の転用届けでして自己転用、いわゆる農地の権利移動を伴わない転用届です。いずれも市街化区域内の農地の届出で、内容に

つきましては記載のとおりとなっており、書類等、特に問題なく、事務局長専決により受理しておりますので報告を申し上げます。

続きまして、報告第 12 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届け出について報告申し上げます。番号 1 番から 14 番までの 14 件です。これも同じく市街化区域内の届出ですが、5 条の転用届けでして農地の権利移動を伴う届け出になります。内容につきましては記載のとおりとなっており、書類等に特に問題はなく、事務局長専決により受理しておりますので報告を申し上げます。

続きまして、報告第 13 号 農地法第 4 条の規定による農業用施設（2 a 未満）の届け出について報告を申し上げます。番号 1 番から 3 番までの 3 件です。農業用倉庫等の農業用施設を整備する場合、施設に要する敷地面積が 2 a 未満であり、要件に当てはまる場合は 4 条許可が不要ですが農業委員会へ届出書を提出いただいております。内容については記載のとおりでして、書類等に特に問題はなく事務局長専決により受理しておりますので、報告を申し上げます。

以上、報告案件の 3 件について説明させていただきました。よろしく願いいたします。

議 長 ただいま事務局から、報告第 11 号、第 12 号及び第 13 号について説明がありましたが、発言のある方は挙手をお願いいたします。

【質疑なし】

議 長 ないようです。報告案件でございますので、ご了解をいただくようお願いを申し上げます。

以上で、農地法等に係る事項についての議事が終了いたしました。

次に、その他の委員会事業に係る事業の議事に移りたいと思いますが、その前に 10 分程休憩を取りたいと思います。ただいまの時間が 2 時 56 分です。3 時 10 分から再開しますので、それまで休憩といたします。

【休 憩】

議 長 議事を再開いたします。

ここからは、その他農業委員会業務に関する事項について審議をいたします。最初に、議案第 39 号 令和元年度目標及び達成に向けた活動の点検・評価についてと、関連がありますので議案第 40 号 令和 2 年度目標及び達成に向けた活動計画についてを併せて議題といたします。本件につきましては今月の各地区調査会で事務局から説明をいただきました。事務局より各

地区調査会での意見等の検討状況を含めて議案の説明をお願いします。

小林事務局長補佐

議案第 39 号 令和元年度目標及び達成に向けた活動の点検・評価についてと、議案第 40 号 令和 2 年度目標及び達成に向けた活動計画について を説明申し上げます。本日、配布をさせていただきました資料の 1 と 2 をご覧ください。この件につきましては今月の各地区調査会にお伺いし、一通りの説明をさせていただいた上でご審議をいただきました。その中で意見としていただきましたのが、資料 1 のⅢ 新たに農業経営を営もうとする者の参入促進の、3 目標の達成に向けた活動の枠内の活動実績のところですが、東部地区の推進委員から、農家相談会の開催が農家創設につながっていることを加えた方がよろしいのではないかという意見を賜りまして、「農家相談会を 20 会場で 52 回開催して新規就農希望者の相談に応じ、4 件の参入につながったと修正、追記をさせていただきました。その他には、特段の意見はありませんでしたので報告をさせていただきます。なお、この案件につきましては、決定いただいた後、6 月 30 日までに市のホームページ、また全国農業会議所のホームページで全国の農業委員会の取り組み状況として掲載される予定となっております。ご審議のほど、お願い申し上げます。

議

長 ただいま事務局より地区調査会の意見も一部含まれた内容の報告をいただきました。それでは、各地区調査会長から、それ以外に特段、これに対する追加等がございましたらお願いします。

【報告なし】

それでは、今の事務局からの内容が全てということで、これより質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手をお願いいたします。

【質疑なし】

議

長 意見がありませんので、採決に入らせていただきます。議案第 39 号と議案第 40 号について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議

長 全員の賛成を確認しましたので、議案第 39 号及び 40 号につきましては原案のとおり決定いたしました。

続いて、議案第 41 号 視察研修の持ち方（県外視察）について を議題といたします。これについても事務局で今月の各地区調査会で説明をいただきました。事務局より各地区調査会での意見等、検討状況を踏まえて議案の説明をお願いします。

事務局 岡田主事 先月の総会において、県外視察の持ち方について意見が出ましたので、修正して地区調査会で説明させていただきました。その後、特段の意見は出なかったのが調査会での説明どおりということで今回、総会でご審議いただければと思います。よろしくをお願いします。

議 長 ただいま事務局より説明いただきました。これも同じく各地区調査会長から特段の意見がございましたら発言を求めます。

【報告なし】

議 長 それでは質疑に入ります。ただいまの事務局説明につきまして、質問がありましたら挙手をお願いします。

酒 井 委 員 事務局に質問をしたいと思います。第 17 期農業委員会体制の検証、アンケート結果という項目があるんですけども、県外研修について、私はこうやってアンケート結果を出してくださるっていうのはいいことだと思うんですけども、農業委員と推進委員の置かれている立場っていうのが違うから、これを一緒にして、こういうふうに数字にするっていうのは非常に考えなくちゃいけない点ではないかなと思うんです。ですから、出す場合は①でしたら、農業委員が果たして 41%なのか、推進委員がどのように答えているのかとかいうふうにする。これ、もっと詳しく分析をして出していただいたほうが、私たち判断するのに非常に参考になるなと思うんです。農業委員と推進委員と、これ数を一緒にしちゃうと、どういうふうに皆さん考えてるのかよく分からないので、そのように今後、お願いできればと思います。

議 長 会 意見という形で承ったほうがいいと思いますけど、事務局で何かコメントございますか。

竹下事務局長補佐 今、大変貴重なご意見を頂戴いたしましたので、今後の参考にさせていただきたいと思います。

議 長 酒井委員、よろしいでしょうか。

酒 井 委 員 はい。

議 長 他にありませんので採決に入ります。議案第 41 号について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いします。

【全員挙手】

議 長 全員の賛成を確認しましたので、議案第 41 号につきましては原案のとおり決定いたしました。

続きまして、議案第 42 号 長野市農政懇談会について を議題といたします。これにつきましても事務局で今月の各地区調査会に出席し説明をいただきました。事務局より各地区調査会での意見等、検討状況を含めて議案の説明をお願いします。

竹内事務局長補佐 お手元の資料4をご覧いただきたいと思います。長野市農政懇談会についての案ですが、先月の総会におきまして、出席者のところで農業委員は毎年出たほうが良いというような意見もいただいております、もう一度役員会で協議し、それぞれの地区調査会で説明しました。出席予定者のところにありますが、こちらは視察研修とも違いまして、会場にも余裕があるということで、全農業委員及び農地利用最適化推進委員を参加者対象にしたいと考えております。内容、場所、日時等につきましては前回出したものと変更はございません。よろしくお願いいたします。

議 長 ただいま事務局から報告をいただきましたけれども、調査会長から、それぞれの調査会でそれ以外に補足することはございますか。

【意見なし】

議 長 説明については、そういうことですので、これに対して質問ございます方。

酒 井 委 員 内容ですけれども、農地等利用最適化推進施策に関する意見書を市に提出し、それを踏まえて、市長をはじめ市の関係部局と農業政策の現状や課題について懇談する。この具体的な中身は、どんな中身ですか。

竹内事務局長補佐 内容につきましては、まず昨年におきましては、意見書を出しまして、それにつきまして、それぞれ皆さまと意見を項目ごとに市長と懇談したわけですけど、またこちらの詳細につきましては、8月、9月の総会等で、皆さまにご審議いただく予定でいます。開催時間が3時からということで例年やっておりますが、2時間しかないものですから、内容的には、それぞれ地区調査会長にまずテーマごとに意見を言っていただいて、その後、地区調査会ごとに担当委員から意見をいただいて、あと質疑応答というような形で昨年は行っておりまして、今年度もそのような形でいきたいと思っております。

酒 井 委 員 よく分かるのですが、私は、今日、青木会長から4月分の活動記録簿提出状況というのを見て、ちょっとびっくりしているんですけども、非常に提出されてない、未提出の方もいらっしゃる。私は、少なくとも農業委員であり推進委員であり、記録ものの提出というのは、これは義務だと思っております。また、青木会長から日本農業新聞の購読の依頼もあるのですが、これも私は、購読してくれと言わなくても、やっぱり取って勉強するのが、少なくとも委員としての最低の責務ではないかというふうに考えているのです。少なくとも活動記録簿も出さない、何をやっているかも分からないというような中で、こんな

立派なテーマを挙げてみても、私は大変厳しいのではないかなと。それよりやっぱり最適化推進委員は、どんな活動をして、どうするのかということをやっぱり自覚してもらうような、そういう研修がうんと大事じゃないかなというふうに感じているのですけれども、その辺は、いかがでしょうか。

議 長 酒井委員から、農政懇談会についての議題で特に最適化推進委員の、いわゆる力を付けるような推進をします。それで農政懇談会に臨んだほうがいいんじゃないかというお話かと思いますが、おっしゃることはご最もで、事務局から何かございますか？

竹内事務局長補佐 最初、研修も予定しておりましたが、今、コロナの状況で全体の研修とか推進委員の研修ができてないわけですが、6月の地区調査会には、また各施策の資料をお持ちしまして簡単な研修を行いたいと思っています。10月の懇談会の前に推進委員の研修をするとなる場合にも、ちょっとコロナの状況を見ないと、その研修の開催はできないわけでありますので、また状況を見ながら、もし可能であれば研修等もまた企画したいと思います。

議 長 いずれにしても推進委員が活躍できる環境をつくるというのは、農業委員としての責任も大きいわけですから、当然、一緒になって、農業委員も常日頃、推進委員の活動について目を配っていただくと。必要に応じて一緒に現場を同行するなり、そういった意味の責任も、農業委員としての非常に大事な責務だと思っておりますので、そんなことも含めて、ぜひそれぞれの立場で組織強化に向けて実行に伴う成果が出るような形にお願いしたいと思います。

酒 井 委 員 結構です。

議 長 この農政懇談会につきまして、それ以外に意見等がございましたら、お願いをいたします。10月19日と、まだ若干時間ありますので、これからもうちょっと回を重ねるごとに内容を詰めていきたいと私どもも考えておりますし、必要に応じて最適化推進委員の、いわゆるこの会場での発言等の答案なんかも考えていったらいいんじゃないかなと、そういうふうに思っておりますので、ご理解とご協力をお願いしたいと思います。他にございませんね。農政懇談会につきましての議案について、採決をさせていただきます。事務局の提案に対して賛成の方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議 長 全員の賛成を確認しましたので、原案のとおり決定いたします。

以上で、予定した議事が終了いたしました。これで私の議長の任を解かせていただきます。皆さま方のご協力が無事に進行できましたことを最後に申し上げまして、降壇させていただきます。ありがとうございました。

曾根会長代理

青木会長、議長の役、お疲れさまでした。

以上で第4回総会を終了とさせていただきます。長時間ご苦労さまでした。